

# 「統計法制度に関する研究会報告書」(概要)

平成 18 年 6 月

「統計法制度に関する研究会」

## 1 検討の背景・必要性

統計調査事務の民間委託の一層の推進を図る上では、統計調査に対する国民の信頼の確保が必要であり、そのためには、統計調査により集められた情報の保護及び統計調査の適切な実施のための法制上必要となる措置を検討することが必要。

また、統計データの利用促進に関する制度的な検討が求められており、秘密の保護・調査対象者の信頼確保等に十分配慮しつつ、統計データの利用の促進の要請に対応するための法制上必要となる措置を検討することが必要。

## 2 法制上講ずべき措置

### I 統計調査の民間委託の推進について

#### (1) 情報の保護の観点からの検討

- 調査実施者に課している義務や罰則を統計調査の受託者に対しても適用すべき。

→ 受託者に対して調査票等の適正管理義務、秘密の漏洩や公表期日前漏洩に対する罰則(規定の明確化)の規定を整備。

#### (2) 統計調査の適切な実施の観点からの検討

- 今後、民間委託の一層の推進を図る上で支障を生じる点がないか検討することが必要。

→ 受託者について法律上の資格要件等を新たに設ける必要は特になく、統計法上の「実地調査権」、「統計調査員」の規定の受託者への適用についても法制上の措置は不要。

### II 統計データの二次的利用の促進について

#### (1) 現状

- ・現在の統計法制上、指定統計調査の調査票を当該指定統計作成以外の目的に使用することは原則禁止。
- ・使用が認められるのは行政関連の研究等に限られ、総務大臣による個別の承認・公示の手続を経る必要。

#### (2) 法制上の措置

- 統計データの利用促進のための手続の簡素化

→ 現在、総務大臣が一元的に行っている調査票使用の判断を調査実施者に委ねることにより、手続を簡素化。

※ 指定統計の作成以外に統計データの使用を認める場合の基準を法令上明記。

- オーダーメイド集計の実施、匿名標本データの作成・提供等

→ 匿名性の確保措置を講じた新たな統計データの使用の形態を制度化し、法制上明確に位置付けることにより、統計データの利用を拡大。

※ 使用者の範囲の学術研究目的等への拡大、調査実施者の努力義務、独立行政法人等への業務の委託、手数料の徴収、第三者機関による匿名性の審査(匿名標本データのみ)等の規定を整備。

※オーダーメイド集計: 調査実施者等が、個別のオーダーを受けて調査票を用いた集計を行い、集計結果のみ依頼者に提供するもの。

匿名標本データ: 調査票から地域区分や世帯番号等の個体の識別子を消去するなどの加工を行い、個体の識別を不可能にしたもの。